

地震保険制度と共済に係る勉強会（第2回）議事録

令和8年3月31日（火）13：00～14：30

財務省第一特別会議室（本庁舎4階）

1. 開会
2. 事務局説明
3. 日本損害保険協会・外国損害保険協会から意見聴取
4. 金融庁説明
5. 討議
6. 閉会

出席委員 大野澄子
草地克紀
佐藤主光
洲崎博史
中出哲
藤田友敬（座長）
堀田一吉

（敬称略）

オブザーバー 一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人外国損害保険協会
日本地震再保険株式会社
損害保険料率算出機構
金融庁監督局保険課

出席者 農林水産省
水産庁
厚生労働省

事務局 財務省大臣官房信用機構課

午後 1 時 00 分開会

○藤田座長 定刻になりましたので、ただいまから第 2 回地震保険制度と共済に係る勉強会を開催いたします。

まず事務局より、今後の議論の進め方及び論点の説明をお願いいたします。

○高橋信用機構課長 事務局の信用機構課長の高橋です。

第 1 回の議論を踏まえますと、議論が大きく、第一段階として、現行の地震保険制度の商品性・料率を前提とする参入、商品性・料率を合わせることに加え何が条件か、その他の課題等、第二段階として、地震保険制度の大枠のもと、共済の参入を念頭に、部分的な制度改正の検討、第三段階として、将来的・中長期的な課題の三段階に分けられると考えますところ、まずは、第一段階を中心に御議論いただきたいと考えております。

第 1 回の議論でも御意見を賜りました共済根拠法所管省庁・共済からのヒアリングにつきましても、次回の会合で行う方向で調整したいと存じます。本日はその前提として、現行の地震保険制度の商品性・料率を前提とする参入に係る論点について御議論いただきたく、資料 1 に沿って御説明させていただきます。

資料 1 の 1 ページに、参入に係る論点を挙げております。商品性は現行の地震保険制度に合わせることを前提として、論点として、新規契約から対象となるということによいか、既存の商品を引き続き販売することをどう考えるか、ということも挙げております。

料率は現行の地震保険制度に合わせることを前提として、論点として、共済が損害保険料率算出機構の基準料率を使用する際に課題はあるか。

政府再保険について、論点として、共済が地震保険制度に新たに参入する場合、現行の損害保険会社が形成する日本地震再保険と同一のプールに入るのか、別途のプールを形成するのか。同一のプールに入ると仮定した場合、どのような課題があるか。別途のプールを形成すると仮定した場合、再保険の機能を担う主体をどう考えるか。

参入の条件について、地震保険制度に関する答申において前提として記載された事項等、参入の条件をどう考えるか。共済が地震保険制度に参入を進める上で、共済側に生じる問題がないか。法的規制と監督について、契約者保護・健全性をどう考えるか、監督行政庁が異なることをどう考えるか、監督実務に差があるか、契約者保護機構がないことをどう考えるか。全国的な危険分散をどのように判断すべきか、全国組織に属しない地域の

共済をどう考えるか。相当の担保力をどのように判断すべきか。その他、損害調査の実務対応、手法を統一すべきか等、参入の前提と考えるべき事項があるかということで論点を挙げさせていただいております。事務局からは以上です。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

本日はこの後、損保業界からの意見聴取、さらに金融庁から監督実務についての説明を受けた後、委員の皆様自由に討議していただこうと思っています。本日の議事次第のとおり、進めさせていただく予定です。

それではまず、日本損害保険協会から御意見をお願いいたします。

○三反崎地震保険特別P Tリーダー 日本損害保険協会地震保険特別P Tリーダーを務めております三反崎でございます。

私からは事務局資料記載の論点に沿って御説明させていただきます。

資料1 ページ目を御覧ください。初めに、商品性を現行の地震保険制度に合わせて新規契約から対象となるということでよいかという点についてです。

表の上段に記載しておりますとおり、現行と補償の対象、補償内容、保険料が同一であり、引受け面、保険金支払い面の運用も合わせる前提においては、商品性の課題がないと考えます。ただし、地震保険は主契約の保険金額の30%から50%での引受けとなっておりますので、主契約である火災共済の補償の対象を地震保険に合わせるといった対応が必要であると考えます。現行の火災保険では地震保険を適切に普及するために、地震保険で対象となる建物・動産とそれ以外を分けて引き受けるなど、火災保険の商品・規定も地震保険に整合させるなどの対応を行っております。新規契約から対象とする以外の対応として、保有契約を対象とすることが挙げられますが、表に記載しておりますとおり、その難易度が高く、保有契約の移行にかかる準備金積立が必要と考えます。

次の論点としまして、既存の商品を引き続き販売することをどう考えるかについてです。現行の損害保険と同様の対応とするのであれば、既存商品の販売を停止するという対応になりますが、この場合は現行の地震保険制度の観点からは問題ないと考えます。既存商品を引き続き販売する場合は、保険料の低廉効果は弱まるという点に留意すべきだと考えております。地震保険の募集に係る経費の一部にはシステム開発コストなど、契約量にかかわらず、固定費として生じるものがあるため、付帯率が高いほうが、地震保険契約1

件当たりにかかる経費を低減できます。現行の火災保険は地震保険を原則付帯していますが、これは補償範囲の重複する他の地震補償を販売せず、地震保険の付帯率を高めることで、効率的な事業運営や固定費の分散によって保険料の低廉化を図るといふ、地震保険法第5条の理念に沿った対応を行っているものです。

また、ほかの懸念事項としまして、極端な例かもしれませんが、地震保険とのすみ分け次第でリスクの低い物件だけを独自商品で引き受けるというチェリーピッキングもできるようになることが挙げられます。その結果、リスクの高い物件が地震保険制度に集積し、地震保険料の値上げにつながる可能性が考えられ、現行制度に加入している契約者への影響が懸念されます。

続きまして資料2ページを御覧ください。共済が損害保険料率算出機構の基準料率を使用する際の課題については、商品性が現行制度と一致しており、各種関係法令の整理・整備がなされる前提であれば、大きな課題はないと考えております。ただし、基準料率を使用する場合は、損保料率機構へデータ報告が必要になりますので、一定の事業コスト・ロードが生じる点は留意が必要です。

次に、政府再保険。共済が地震保険制度に新たに参入する場合に、現行と同一のプールに入るのか、別途のプールを形成するのかという論点についてです。まず、同一のプールに入る場合ですが、参入する共済の規模が大きい場合、地震保険の契約量が短期間に大きく増加することになります。一方で、民間準備金の積み上がりには時間がかかるため、参入後間もなく大きな地震が発生した場合には、民間準備金が減少しやすく、再保険制度が不安定な状態になると考えられます。

次に、別プールとなる場合ですが、それぞれのプールが保有する契約群には差が生じますので、準備金の蓄積や地震発生時の準備金の減少状況に差が生まれると思います。そのため、再保険スキームの管理や課題への対応策の検討はそれぞれ必要になりますので、地震保険制度全体で考えると、運営に係る事務ロード・コストが増加すると考えます。

続きまして3ページを御覧ください。参入の条件の1点目、全国的な危険分散をどのように判断すべきか、全国組織に属しない地域の共済をどう考えるかについてですが、まず全国的な危険分散には、財務面での危険分散と組織的な危険分散の少なくとも2つの観点があると考えております。財務面での危険分散とは、政府再保険により危険分散が図られる地震リスク以外のリスク、例えば風水災リスクなどが挙げられますが、このリスクの危険分散が図られており、財務の健全性が維持されていることを指していると考えます。

これは財務の健全性や相当の担保力とも関係する観点であり、この後、金融庁からの御説明があると思いますので、協会からのコメントは控えさせていただきます。

次に、組織的な危険分散ですが、考えなければならないのは地震発生時の対応です。例えば、本社の所在地域で地震が発生した場合の業務継続体制が整備されているか、保有契約が集中している地域で地震が発生した場合に迅速に必要な体制が確保できるかという観点があります。共済の規模は様々ですが、全国組織に属している共済であっても、地震発生時に共済組織の垣根を越えた応援体制が準備されているか。反対に全国組織に属していない共済であっても、何らかの対策が講じられているかなど、実態を踏まえて、現実組織的な危険分散が図られているか判断する必要があると考えます。

最後に4ページを御覧ください。損害調査の実務対応など参入の前提と考えるべき事項ですが、地震保険制度に加入する契約者間の公平性の観点から、損害査定だけではなく、引受け面についても整合を図る必要があると考えております。表には現行の地震保険制度の引受け面・損害査定面の対応をまとめて記載しておりますが、例えば、引受け実務がそろっていなければ損保では加入不可だが、共済では加入が可能といったことが発生しますし、損害実務についても同様に、損保では保険金支払いができないけれども、共済では保険金が支払えるといったことも発生してしまいます。このように実務の整合が図られなければ、契約者間の公平性を欠く対応になると考えます。今申し上げたのは極端な例ではありますが、実務面も含めて整合を図られるべきだというふうに考えております。

また、査定面に関しては、各保険会社が平時から研修などを通じて損害査定や実務処理などに関するノウハウを共有したり、社内システムを整備するなどの平時からの備えと、いざ地震が発生した際に、対応拠点が必要な要員の動員を速やかに実施しております。地震保険は自社で引き受けた契約を自社で査定するのが原則であり、こうした体制整備も必要です。なお、現行制度では地震発生時に社外の調査員も活用して対応しております。現在、共済が社外の調査員を活用しているかは把握しておりませんが、仮に地震保険制度の参入に伴って、その活用が増えるならば、社外調査員が不足し、査定に要する時間が長期化するといった可能性も考えられます。

また、現在、損保業界共通で開発した共同システムや地震発生時の共同調査などの取組についても、損保と共済でどのように平等に負担するのかということも論点の一つと考えております。以上駆け足でございますが、御説明は以上となります。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

それでは次に、外国損害保険協会から御意見をお願いいたします。

○種村専務理事 外国損害保険協会の種村でございます。

資料3でまとめさせていただきました。外国損害保険協会ということで外国の保険会社の集まりになります。論点をまとめようとしたのですが、なかなかまとまらず、そこで出た意見をここに記させていただいております。

日本損害保険協会が今御説明していただいた中にもありましたけれども、商品についてこれからどうするのかについては、併売、新規のみ、当然同じように議論が出ておりまして、商品を新しいものに合わせていくという観点に関しては、今の現在の共済の顧客目線からの議論がなければおかしいのではないかと。カバレッジの違い、料率が違うこともあるとは思いますが、保険のカバレッジの違いが、どういう影響になるのかという議論をしないと、その結論は出ないのではないかと。

併売に関しては、併売した場合は、やはり既存の商品の責任準備金の積み上がりの扱い、また、それを移すことについて、非常に大きな議論が必要になってくるかと思われるので、基本は新しい商品に寄せると、既存のものはそのまま置いておくほうが良いのではないかとという話も出ておりました。

そのほかに、論点から外れるところではありますが、先ほど申しました共済の契約者からの視線で、それでいいのかというのがもっと問題ではないのかということが、意見として多く出ておりました。その上で、なぜ共済が今入りたいのか、政府再保険に入らなければいけない理由をはっきり条件の中に入れるとか、そういうポイントも決めておくべきではないかと。例えばつぶれかけているとか、そういう合理性がないとおかしいのではないかと。

最後の再保険マーケットの話も議論の中で出まして、今、政府の再保険に入っていくということは、それで本当にいいかという議論はないかというところが出てきまして、再保険会社からも、例えば南海トラフにおける地震に対するカバレッジは、グローバルマーケットでは準備できていると。そういう状況の中で、政府再保険に入るということは、政府がそのロスを支えるということになるので、本当にそれでいいのかと、もう少し大きな、全体のこのシステムの中で取り込みするかというのを議論すべきではないかという声も出ておりました。

本日いただいた論点をまとめるというよりは、本当に必要があるのか、もう少し大きな目線から考えたほうがいいのではないかというのが、我々協会のメンバー会社の意見でございました。外国損害保険協会からの意見として述べさせていただきました。

○藤田座長 ありがとうございます。

次に、金融庁から、損害保険会社の監督実務について御説明をお願いいたします。

○佐藤保険商品室長 はい。金融庁監督局保険課の佐藤と申します。

本日はお時間を頂戴し、誠にありがとうございます。頂戴いたしましたテーマ、金融庁が保険会社をどのようにモニタリングしているかにつきまして、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。

資料2ページを御覧ください。まず保険会社に対する監督モニタリングの枠組みですが、図のような構造になっております。一番上の保険業法、その下の政府令、さらに監督指針という作りになっており、その目的としまして、契約者保護を図り、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資するとされております。監督指針は保険業法ではあまり細かく書けませんので、それを当局が時々環境変化に応じてこのように運用しますといったことが具体的に書かれております。なお、監督指針は保険業法を明確化したものであるため、法的拘束力を持つものではございません。

資料3ページを御覧ください。監督モニタリングに係る代表的な保険業法の条文を挙げております。当庁が所管する銀行や証券も免許制がとられておりますが、商品認可が必要なのは保険だけとなっております。そのねらいとしましては、保険料率は契約者が妥当性を判断することが困難であるため、当局が契約者保護等のため、個別に認可を行い、適正な契約内容を確保する必要があるためとされております。このほか、監督の実効性を確保するため、例えば報告徴求命令、立入検査、行政処分といったツールが規定されてございます。

資料4ページを御覧ください。保険会社の財務の健全性についてどのように確認するかについてですが、保険業法第130条により、ソルベンシー・マージン比率を用いて確認をしています。委員の方々には釈迦に説法でございますが、「ソルベンシー」とは、「支払能力」であり、「保険会社が将来にわたって保険金等の支払いを適切に行うことができるかを示す健全性の指標」になります。通常予測を超えるようなリスクに備え、十分なマ

ージン、支払余力を有しているかを判断しております。

資料5ページを御覧ください。ちょうどこの3月末から経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されますので、これまでとの相違点についてご参考までに掲載いたしました。これにより、より保険会社のリスク管理の高度化や、よりフォワードルッキングなモニタリングに資するものと考えてございます。

資料6ページを御覧ください。では、その運用についてですが、各保険会社から毎期報告を受けるソルベンシー・マージン比率が次の表の区分に該当する場合は、改善計画の提出を求めるなど、経営の是正を促すこととしてございます。具体的には、経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率が100%以上であれば問題ございませんが、100%から70%であれば、上の表の第一区分として改善計画の提出及びその実行を命令するなどいたします。35%未満になった場合、第三区分として期限を付して、業務の全部または一部の停止命令を発出することになっております。この早期是正措置に抵触する前であっても、各保険会社から毎期定期的に報告をさせている決算情報や計表等を用いて、適宜ヒアリング等を実施し、必要な場合には保険業法第128条に基づき、報告を求め、改善を促す「改善措置」も設けており、行政上の予防的、総合的な措置を講じることにより、保険会社の早め早めの経営改善を促してございます。

なお、仮に早期是正措置の甲斐もなく、損害保険会社が破綻した場合には、損害保険契約者保護機構というセーフティネットが用意されており、破綻した会社の契約を他社に引き継がせたり、資金援助を行うことで契約を継続させる仕組みがございまして、地震保険の場合、100%保護される仕組みとなっております。

資料7ページを御覧ください。このほか、次のようなモニタリングを行うことが監督指針で具体的に定められております。全ての項目の説明は割愛させていただきますが、それぞれにつきまして、半期ごとの業務報告書や決算報告、四半期ごとの流動性リスク、市場リスク、信用リスク等の情報、年次のORSAレポートなどの提出により確認を行ってございます。

このほか、不祥事件届出や個人情報漏えい報告というのは発生たびに、随時提出をいただいております。この中で、例えば商品開発に係る内部管理態勢については、商品の認可申請に対し、当庁はこの内容が契約者保護に欠けるおそれがないか、公序良俗を害するものではないか等、基準に適合するものであるかを審査し、認可を行います。また、経営方針に沿った方針を明確に定めているかや、適切な単位ごとに収支分析や保険料及び責

任準備金の計算基礎率の妥当性を検証しているか等、保険会社の商品開発に係る内部管理態勢も確認をしております。

資料の3ポツ目になりますが、区分経理の明確化につきましては、保険会社の経理がどんぶり勘定にならないよう、1. 商品ごとに区分し、損益及び負債の管理を行うこと、2. 商品区分に対応した適切な資産区分を設定すること、3. 資産の配賦方法及び管理基準を定めることなどを求めています。

資料8ページを御覧ください。このほか、資産運用リスク管理態勢や流動性リスク管理態勢についてもモニタリングを行い、一番下の箱になりますが、保険会社に対するヒアリングや報告徴求等を通じ、必要に応じて内部管理態勢の改善等を求め、その上で重大な問題があると認められる場合には、保険業法第132条に基づき行政処分を行うこととしております。なお、こうしたモニタリング結果については、各社へのコミュニケーションの中でのフィードバックや、保険モニタリングレポート等により、足元の状況や好事例の紹介など、保険会社への情報提供を実施し、業界全体の底上げも行っております。

資料9ページを御覧ください。冒頭にもお話しましたが、これまでお話してきました監督モニタリングの実効性を確保するため、報告徴求命令、立入検査、その結果を踏まえた行政処分といったツールが規定されております。報告徴求命令については、基本的に発出したことを公表しませんが、比較的多く利用される行政対応になります。例えば、情報漏えいや金銭詐取が発生した場合、保険会社からの正確な情報を得るためにこれを発出し、その内容を踏まえて、立入検査の必要性等を検討いたします。報告徴求命令や立入検査の結果、保険会社の自律的な改善が困難と判断されるなど、必要と認められる場合には、業務停止命令や改善命令を発出することになります。その主な目的は、保険契約者の保護、保険会社の健全性の維持、金融システム全体の安定等があげられ、単に罰を与えるというのではなく、「問題を是正し、通常の正常な状態に戻すための行政的サポート」という位置付けになります。

そのほか、時折報道されるような不適切な保険募集等については、監督上の措置として、募集人登録の取消しを行う等もしております。なお、当庁監督局保険課が所管する生損保会社、少額短期保険業者、保険代理店に対する行政処分は、令和以降、昨年末現在で37件ございます。こちらは当庁ホームページに記載しております。以上、簡単ではございますが、金融庁からの説明を終わります。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでの説明等を踏まえ、委員の皆様から御意見、御質問をお願いいたします。最初に事務局からの説明にございましたけれども、第1回の議論でも御意見いただきました共済根拠法所管省庁、共済からのヒアリングを次回の会合で行うことを前提に、本日はその前提として、現行の地震保険制度の商品性・料率を前提とする参入に係る論点、第一段階ですね、これを中心に御意見いただければと思います。

それでは、どなたでも御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。損保協会に何点か質問というか確認ですけれども、資料1ページの下のほうの既存商品についてですが、この場合、引き続き販売すると問題になるというのは、地震をカバーしているような保険はだめだと言っているのですよね。つまり、地震をカバーしていない、地震が対象外のほかの保険であれば、共済が引き続き販売するのは問題ないという理解で大丈夫ですよね。

○三反崎地震保険特別PTリーダー はい、御認識のとおりで、地震保険と補償の内容が重複する場合、リスクの大小に応じてどちらかの商品を推奨するという選択が可能になり得る点に課題があると考えています。

○佐藤委員 重複しているとだめだということで、それが1つ目でした。

2つ目は確認ですけれども、立地について偏っていて全国的にリスク分散が図れないという御指摘がありましたけれども、例えば同じ損保の中でも地域的に偏っている損保はないのでしょうか。特定の地域で活動して、特に中小の損保はないのか、そちらについてはどのような対応になるのかということ。それから再保険に関わる話ですけれども、新しく共済が入ってきたときに、加入者が増えてしまうと、要するに地震保険の支払い義務が生じる割には資金が積み上がらないという話だと思いますが、それは同じことがおそらく損保の新規参入者にも言えると思います。新規参入については規制を緩和する方向になっているはずで、特にネットの普及もありますので、おそらく同じ損保業界の中でも、新規参入はあると思いますが、この場合はどういう扱いになるのでしょうか。新しく入ってきて加入者が増えている一方で、準備金を積み立てる前に保険金の支払金だけが貯まってい

くという状況は、どちらも同じことではないでしょうか。損保協会として新規参入者についてはどういう見解なのか、あるいは、どういう扱いになっているのかということで、この2点は質問になります。

○三反崎地震保険特別PTリーダー はい、ありがとうございます。

まず1点目の、損保においてもその地域に募集している地域の偏りがあるのではないかとこのところはおっしゃるとおりかと思えますけれども、そちらについては、各保険会社のほうで、有事の対応を進めているところになりますので、特定というところですので、個社の対応とかについては、この場でのコメントは控えさせていただきたいと思っております。

2つ目の、損保が新規参入する場合も同じではないかということですがけれども、例えば損保が新規に参入する場合ですがけれども、その新規契約というのがどういうものなのかといいますと、一つは既存の損害保険会社からの切り替え、もう一つは共済契約からの切り替え、あとは例えば新築の物件などについて新しく保険を付保する場合は未付保の契約について付保する場合を含めますけれども、そういったものが考えられますが、それは結局のところ、既存の保険会社からの切り替えであれば、地震保険の契約量には関係がないところですし、例えば共済からの切り替えについても、既存の既にある損害保険会社と共済で、保険共済募集している中での切り替えは平時からあるわけですので、そういった範囲内の話だと思えますし、新築の建物につきましても、加入を希望される方は損害保険か共済かに加入されるような話でもありますので、そこについての契約量というのは大して影響がないのかなと思っております。

一方で、既に地震共済が彼らの契約件数がある中で、例えばどこかのタイミングから、地震共済を地震の保険に全て切り替えるといったことを考えたときには、一気に契約の件数が増えることになりますので、そこについての契約の増加のことを、ここでは御説明をさせていただいたものになります。

○佐藤委員 ありがとうございます。次回のヒアリングに関わることですが、例えばあまり大きくない共済である場合は、契約者数も多くないものであれば、インパクトはそこまで大きくないと思います。それは今、御指摘のとおり、これまでも共済から地震保険の切り替えはあるとすれば、それを切り替える代わりに入ってきた、新規参入してきたと思え

ばいいだけです。ただ建物更生共済を含めて、大きなところが入ってくるとなると、これは対応が全く違うということになると思いますので、どういう新規参入者を念頭に置いているのかによって解が変わってくるのかなという気がしました。以上です。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

堀田委員、お願いします。

○堀田委員 確認したいのですが、新規契約とか保有契約とかおっしゃっていて、これに今の共済の地震補償をどう絡めるかという話ですけれども、今の共済制度をそのまま維持したままで別途、新たに横に並べるという発想ですか。それとも、この新規というのは今ある共済制度とは別々に新たな制度を創設して、その上で、どちらかにしてくださいという意味でしょうか。私はもっとフレキシブルに考えられて、現行の地震保険制度のスキームを前提に、それを維持した上で、今の既存の共済の商品、例えばJAの建物更生共済でも、あるいは全労済の商品でもいいですが、その上に今の地震特約のようなものを乗せるという発想もあるような気がします。今の討論を聞いていて、今の地震共済に追加でやるということは考えないというようなことをおっしゃるので、もっと柔軟に考えるべきだと思います。

○藤田座長 損保協会から、御回答をお願いします。

○三反崎地震保険特別PTリーダー はい。まず今回の事務局から提示いただいた論点としましては、現行の地震保険制度に合わせるという前提でございましたので、現行の地震保険制度に切り替えるという前提で、協会としては意見をまとめさせていただきましたので、今回、上乘せというところについては取り上げていないというところでございます。

○堀田委員 私は、今の地震保険制度自体にも問題があるとずっと言っていて、補償の限度額が50%になっているわけですね。国としてというか、あるいは国民の立場からすれば、補償の枠を広げることが、大きな目標としてあるのだらうと思います。そういうことでいくと、今の枠を現行の補償限度を固定した範囲でやるとすると、補償を広げることにはつながらないわけです。そうではなくて、それに共済が今やっているも

のに、その上乘せとして、今の地震保険の特約をくっつけるような形で参入していくのであれば、それほど大きな制度の変更にはならない。つまり、現行制度を前提にしているという意味では、そちらのほうがスムーズではないかと思うんですけども、違いますか。

○藤田座長 損保協会から、御回答いただけますか。

○三反崎地震保険特別PTリーダー はい。ありがとうございます。

現行の地震保険制度に入るのか、上乘せ的な補償を提供するのかというところがありますけれども、まず、地震保険の普及に努めるのか、それとも、その補償額を拡充するという対応をするのかというところで、考え方が大分変わってくると思っておりますので、その点についてまず慎重に議論されるべきと考えております。

○堀田委員 追加で補足申し上げますと、今の地震保険制度で50%まで補償していて、民間の保険会社にはその上乘せの商品も出てきているわけですね。国民の財産を守るという意味においては、可能な限り100%を目指すというのが一つの方向性かと私は思います。そういう意味では民間保険会社のほうも今それに向かって、努力されていらっしゃるのではないかなという認識です。ですから同様な意味でいくと、共済は今の制度の中で、新たな共済商品を創設して今の政府再保険に加入するというのも一つの選択肢としてあるかもしれないけれども、まずほとんど不可能だと思います。そうではなくて、上乘せの形で、今の地震補償の特約をくっつけられるような仕組みであれば、全体としての拡充にもつながるし、そういう発想、そういう論点もあるのではないかと思います。

○藤田座長 ありがとうございます。

事務局に確認ですが、今言われた方向性というのはおそらく事務局の最初の整理でいくと第三段階目の将来的・中長期的な課題のほうに入る話で、本日、御報告があったのは商品性・料率を合わせるということを前提にして、それに問題があるか、実現性があるかということだと理解しております。その前者について、難しいのであれば、あるいは、今の堀田委員のおっしゃったような方向性も別途、長期的に考えていかなければいけないかもしれない、そういう整理になるのかと思って、やりとりを伺ったのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○高橋信用機構課長 そのように考えております。

○藤田座長 よろしいでしょうか。

では続けて、中出委員、お願いいたします。

○中出委員 はい。ありがとうございます。

中長期的にはいろいろなあり方を考えていく必要があるかと思いますが、今回のテーマとしては、現行の制度を前提とする話として理解しております。その上で、現行の地震保険制度に合わせるという場合のこの「制度」とは何を対象として意味しているかということになりますが、地震再保険の部分が当然中核にあります。元受けの制度、つまり火災保険の保険金額の30～50%の範囲で設定することとか、限度が5,000万円以下となることとか、地震保険の元受保険と火災保険とが関係してくるところを切り離すわけにいかないと思います。制度を全体として見た場合には、地震保険の元受けの部分、それに連動する火災保険との関係も見する必要があります。地震保険の対象とする物件についても制限があります。そのような形でリスクを一定の範囲に狭めた上で、地震保険の制度を作っていますので、現行の制度のどこかだけを切り離して議論するのではなく、制度の全体を見た議論をしなくてはいけないと思います。

その観点に立って、せっかくの機会ですので、提示されている論点について、自分なりにどう考えるかについてお話をしたいと思います。

元受保険と政府再保険の一体的な仕組みを前提として考えると、どうしても新規契約からという形でしか参入は難しく、既存の契約までも対象とするということは無理でないかと思います。既に合意している契約について途中から動かすということは、不利益が生じたりします。それでは、全く新しいものを作って、既存のものと並立させて二つの制度を動かすかとなると、これはリスク選別という問題点もございますが、同じような内容でありながら違うものができることになり、混乱や誤解が生じることを考えなくてはいけないと思います。

それから、料率を一本化する場合には、今までは地震保険を中心とした料率体系ですので、共済のデータも入れたものを作っていかななくてはならないし、その仕組みのコスト負担も応分にしていく必要があると思います。

そして重要な点として、政府の再保険について、一つの制度では一つのプールということになってくるかと思いますが、別のプールを作れば、違う危険集団になってしまうし、事務コストもかかります。他方、一つのプールにするとなると、途中から参加することの問題点をどう考えるかが一番重要となると思います。特に、地震保険の再保険制度は、時間軸でもって長期に危険を分散していく方式をとっています。今まで何十年と続けてきて準備金を蓄積しています。後からプールに入ってくる場合、物理的には、小さな規模の参加の場合のリスク消化はできるかもしれませんが、制度として見ると、途中からそこに入ってくるというのは、危険団体の中における公平性に問題が生じるのではないかという論点もあると思います。加えて、リスクプールを一つにしていく場合は、保険料率から損害査定まで、制度全体として同じものである必要があり、異なる制度のものが混在することは適切でなく、そこも合わせる必要があると思います。

それから今回論点で挙がっていた参入の条件については、当然ながら、同じような制度であれば、同じような法規制と監督でなくてはいけないと思います。また、同一制度をバラバラに監督することも非効率ですし、齟齬が出てくるのではないかと思います。一元化する必要があると思います。

全国的な危険分散については議論がございましたが、私はこれについては、地域に偏った共済であっても大きな問題はないように思います。地域的な共済にとっては全国的なプールの中に入ることで、担保力を高めてリスクの安定化に資するメリットがあると思います。政府再保険の中でのリスクの偏りが生じないかという問題があるとするれば、保険の料率体系の中できちんと消化することで対応はできるのではないかと思います。ただし、損害査定を含めて、地域の独自性という点はなかなか発揮できないことにもなると思います。

共済が加わる場合、いろいろな制度を同じものにしていかないと、バラバラな状態になり、不公平な面が生じることにもなっていくと思います。もし現行の地震保険の制度を使うのであれば、現行の制度に合わせていくしかないと思います。もしそういった統一化が難しいとなれば、第二段階のレベルとして、少し制度の修正を考えるか、あるいは第三段階として抜本的な方式を考えるかということになるのではないかと思います。本日の議論は第一段階の話としますと、今言ったようなことが論点かと思っております。以上です。

○藤田座長 詳細な御意見、どうもありがとうございました。

念のため確認させていただければと思いますが、併売といいますか、新しく入った商品と既存のもの、両方を売り続けるということには問題があると言われた理由は、チェリーピッキングということよりは、むしろ保険に加入する消費者の混乱のほうの問題ということですかね。

○中出委員 そのとおりです。両方あると思っています。後者については、同じ団体が異なる商品を販売する場合に、両者がどのように違うのかを説明する必要が生じます。買い手のほうも、自分はこっちがいいと思ったら、逆にそうではないとか、選択の判断が難しくなる面があると思います。同一の商品としていかないと、これは共済側の問題かもしれませんが、説明とかいろいろな部分で問題が生じて、消費者保護の観点から見て望ましいとは言えないのではないかという気がします。

○藤田座長 分かりました。再保険について、同一プールはいろいろな意味で難しく、やるとすれば別プールということになる、現実的かどうかともかく、こういう御意見ですかね。監督については、一元化すべきである、つまり今いろいろなところに分散している監督を、地震保険に関する限りは統一的にするのが本来は望ましいという意見ですね。最後に、全国的な分散については、ここの事務局の資料でいう組織的な分散も含めて、まあ大丈夫だろうという感触ですかね。

○中出委員 そのとおりです。組織的な分散についても決定的な問題ではないと思います。組織的にも分散が必要であるということを出してしまうと、そもそも地域に限定したところに入って来られなくなってしまいます。保険会社においても地域的なばらつきは一定程度あるわけで、国の制度としては、災害時にはみんなで協力していくということを考えないといけないと思います。みんなでこの地震保険制度を作っていくので、地域が限られている組織にも入っていただく。しかし、リスクが高い地域はそれに応じた高い保険料を負担してもらうわけですので、仕組みとしては可能でないかと思います。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

それでは大野委員、お願いいたします。

○大野委員 はい、大野でございます。

本日は、損保協会の方のお話について十分理解しやすい内容だと考えておりました、私もまず新規から対象ということは、考えれば相当ではないかなということと、また既存の商品を共済が引き続き販売するということについては、やはりいろいろな問題が生じ得るということでございます。加入者の方が混乱するということもあれば、あるいはその時々で自分に有利な商品を選んで入ることが可能であるとする、地震保険制度としてリスクを平準化するということと相反することになってしまいますので、契約者間の公平ということに問題が生じるのではないかと考えております。現在、損保のほうでも地震保険の上乗せの特約として、保険料を追加して上乗せ保険をやっているというところもあるようでございますので、もし共済の側でそういった、地震保険よりさらに異なる内容の商品を作りたいと思えば、むしろ地震保険を下にして、その上乗せ保険として検討していただくのが妥当なのではないかと考えております。

また、チェリーピッキングの問題というのも当然生じ得ると思えますし、政府としては公平に運営したいと思っております、やはりその時々地域の実務担当者の考えで商品が並存してしまうと、こちらを売りたいくなるというような心情を生じることは当然考えられると思っておりますので、共済が加入されるのであれば、基本的には地震保険法に基づいた商品、プラス、やるとすれば自社の上乗せということをお考えになったほうがよろしいのではないかと考えております。

地震保険料率につきましても、従来の各共済の独自の料率との程度の差とか、そういったものを勘案されて共済のほうでどちらが妥当か、といったことも踏まえて共済の側が御検討されるべきものなのかと思っております。

また、政府再保険の同一プールに入るか、別のプールかということについては、一概に言えない難しい問題だと思っておりますが、基本的には大規模な共済が一気に加入することにおける問題、これまでたくさん積み上げてきた準備金について、多くの共済のほうでそれを自由に同様に利用できるということについては、やはり違和感ですとか、公平性という点から問題があると思っております。

そのほか、地域的な問題とか、法的規制と監督というものについては、やはり同一の監督が望ましいと思っておりますので、監督の主体をこれまでのように別の省庁で分けているということについて、効率化とすると、一つのところにまとめたほうがよろしいんだらうと思っておりますが、それは徐々に考えていくべきものなのかと思っております。

その他については、皆様、御意見いただいたとおりにかと思っております。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

草地委員、お願いします。

○草地委員 草地でございます。本日から参加しております。よろしくお願いいたします。

提示いただいている内容につきまして、私もそれほど違う意見を持っているわけではありませんけれども、新規契約から対象とするということでやらないと、やはりチェリーピッキングとか、大きな共済が入ってきたときのインパクト、ここは危険準備金の問題も含めて大きな問題があるのではないかと思いますので、新規契約から対象ということにせざるを得ないのではないかと思います。

既存の商品について引き続き販売するかといったところも、チェリーピッキングというところはかなり気にはなるところでありまして、契約者の公平性といったところは保険の大前提かと思いますので、そこが崩れるような流れにはしてはいけないのではないかと思います。

料率については、損保協会からも御説明がありましたけれども、システムの利用、データの提供のところについては、データガバナンスといったような問題も、裏には隠れていると思いますので、共済がどのような粒度で情報を持っていて、料率機構にそういった情報を提供できるのかも含めて、この基準料率のところには課題があるだろうと思っております。私からは、料率機構におかれて、もしこの辺り課題を感じているのであれば、お伺いしたいと思っております。

また、法規制につきましても、一元化するといったところはあるべきかと思っております。金融庁からも御説明いただきましたけれども、これは準備金や健全性以外にも、その募集行為につきましても、保険会社はかなり力を入れて対応されており、また、代理店を含めて規制が強化されているところですので、この辺りの制度の違いもあるのかというのを理解していきたいと思っております。以上です。

○藤田座長 はい。どうもありがとうございました。

今、料率機構に質問があったと思いますが、可能な範囲で返答お願いできますでしょうか。

○新野理事 はい。損害保険料率算出機構の新野と申します。ありがとうございます。

まずデータの件について、主にお話いただいているところかと思いますが、まさに粒度の件というところでは、各保険会社の関係におきましては、各保険会社に全て同じデータ項目で報告するような報告の様式を定めておきまして、それに則った報告をしていただいているところでございます。理由といたしましては、それに基づいて料率を算出するわけでございますけれども、地震保険については、単純に地域や構造だけではなくて、もっと細かな情報をもってして、全てにおいて支払いに関するシミュレーションを行っているところでございます。ですので、それらの情報が欠けるとなると、同じベースで料率計算ができないということになりますので、それが今までと同じような形で、当然いただくべきところと考えてございます。ですので、共済が同じベースで入ってくるその前提において、入るのであれば、同じ保険の項目について報告をいただくということになるかと思っております。私から以上でございます。

○藤田座長 ありがとうございます。そのほか、何かありますか。

○堀田委員 私は、現行の地震保険のスキームを前提に発言しています。皆さん、新規契約からおっしゃっている、そのイメージなんですが、これは全く新しい商品を共済が作った上で、その共済制度から地震保険付帯を認めるということをおっしゃっているのでしょうか。

○藤田座長 そういう理解です。

○堀田委員 そうすると、今の共済の契約者を保護する形にはつながらないですね。共済も長い間かけて契約者を保護してきているにもかかわらず、共済が一から商品を作り、新しい商品売ってその人たちだけ入るとするのは、既存の契約者を保護することにならないのではないかと思います。私は共済も修正しなければいけないと思うんですけども、共済自体が各社それぞれバラバラな仕組みですからね。だから今の制度をそのままにして新規に創設した共済商品に全部こちらに乗り換えなさいと、そういう方向で指示されようとしているのかと思いますが、それは現実的ではない気がします。

○藤田座長 おそらく、最初の損保協会の説明で、保有契約を含めて対象とするというのは、難易度が高いというような御説明があったと思いますが、そこの御説明を繰り返していただくことになるでしょうか。つまり、言われているのは既存の契約者との関係だと、その人たちがそのまま従来のものに維持できると、一見簡単なように、一見保護が厚いように見えるけれども、技術的にそれは非常に難しいというのが、一応の御説明だったと思います。もし可能でしたら、若干敷衍して御説明をお願いできますでしょうか。

○三反崎地震保険特別PTリーダー はい。今回の論点は新規契約から対象になることでもいいかということでしたので、私共としましては、新規に募集をするものですか、あとは満期のタイミングで、例えば新しい商品に切り替えるとか、そういったことを念頭に、新規契約から対象とした場合に問題があるかどうかということでもまとめさせていただきました。保有契約については、今の既存の契約についても、どこかのタイミングで変えるということですが、それはおっしゃっていただいたとおり、補償の内容も違いますし、お客様による不利益が生じるものもあると思いますので、そこは途中から切り替えというのは難しいだろうということを書かせていただいたものになります。新規についても難しいのではないかとこのところについては、協会の立場から何か評価できるものではありませんので、協会としては現行の制度の観点から意見を述べさせていただいたというものでございます。

○堀田委員 新規契約から対象とおっしゃるということは、新しい商品からということと等しいですね。現行制度があって、新しい商品を作ってそちらに全員乗り換えなさいと、そういうことを暗におっしゃっているように見えますが、それは契約者保護の観点からいったらマイナスではないかと思います。

それからもう一つ言うと、新しい商品とおっしゃるときのイメージですが、それは今の民間保険がやっている火災保険の上乗せとしての地震保険の補償特約というスキームと全く同じものを共済が対応するならば認めるとおっしゃっているのでしょうか。

○藤田座長 損保協会から、お答えいただけますか。

○三反崎地震保険特別P Tリーダー 繰り返しとなりますけれども、今回の論点が、現行の地震保険制度に合わせた形での参入ということでしたので、具体的に新商品として組成するイメージでやったときに、現行の制度に合わせた形で入ってきた場合の論点について述べさせていただきましたので、新しい商品が共済のほうにとって、ニーズを満たすものなのかどうかですとか、そういったものについては協会の立場から何か御意見できるものではありませんので、その点について、今回は特に協会からは、意見としては述べさせていただきますいていないというところでございます。

○堀田委員 今の地震保険制度は、火災保険の上乗せの形で乗っているわけですね。言ってみれば、これは切り離すことが可能なわけです。この部分は全くそのままの形で移行することも理屈上可能ではないかということを行っています。そのときに新規で、というのは分かります。それはそれで結構だと思いますが、私が確認したいのは、火災保険の上乗せの形で地震保険の補償特約によって、この全体丸々を共済が受け入れろというふうに関こえたんですけれども、違うのでしょうか。何度も申し上げますが、私は、現行の地震保険制度のスキームをそのまま維持することを前提に発言しています。

○藤田座長 これは事務局の設定の現行の地震保険制度の商品性、料率をそのままの形で共済において実現するという、この前提の性格の意味ということだと思いますので、事務局からお願いします。

○高橋信用機構課長 事務局でございます。この論点設定で想定させていただいておりますのは、共済のほうで、火災共済契約があって、それが損害保険会社における火災保険との並びで、これに付帯する形で、地震保険と同じように地震共済があって、例えば、満期が到来したときにその商品に変えていく、というような場合に、その新規契約から政府再保険のつく地震保険の対象になる、ということでしょうか、という論点を設定させていただいたものでございます。

○堀田委員 共済はそれぞれ、J A共済も全労済もそれぞれ独自の地震補償をこれまで提供してきました。今おっしゃるような形での新規とおっしゃるのは、現行の制度を放棄して、新しく別途商品を作るということですから、現在の主力商品ではなくなるわけです。

そこに、火災共済と、それから地震補償共済をくっつけた民間保険と全く同じ形の新しい商品を作ると、今度は、どちらかに切り替えなくてはいけないということをさらに前提としているということになります。今までの建物更生共済は解約して新しくこちらに入りなさいというふうになるのではないのでしょうか。それが契約者保護、利益に反することになりませんかと聞いています。

○高橋信用機構課長 事務局でございます。地震保険制度は、これまで長く議論が積み重ねられてきた中で、先ほど御指摘の付保割合30～50%でございますとか、その対象となる物件ですとか、また火災保険への原則自動付帯という枠組みとなっておりますところ、これを前提として、共済側の火災共済のものに地震共済を付帯する、ということを前提に、という趣旨で、論点設定をさせていただいております。

○藤田座長 おそらく事務局の設定の前提は、もし現在の共済の提供している保険商品そのままの形でこの地震保険に入れるようにするとすれば、既存の損保の提供している商品と違った性格の商品性も違うものとしての地震保険の商品を売るということになって、それは長期的な課題として、およそ検討の対象にならないかどうかはともかく、まず、そうではなくて全く同じ商品を売ることで参入することの是非を検討した上で、それ以外の参入の仕方というのは、中長期的な問題と整理しているのでしょうか。おそらくそちらのほうが共済の加入者からすると、ありがたい面はあるかもしれないけれども、難易度は制度的に高いだろうという前提で、後のほうの検討課題という形で整理したと理解したんですが、そういうことでよろしいでしょうか。そういうことをすると共済加入者にとって、かえって不便ではないかという批判はもちろんあるので、現行の地震保険を前提にした上での参入を認めたときの大きな問題点の一つとして指摘されている問題だと理解した上で、本日の議論としては、既存の損保の商品と同じものに地震保険を乗せるというふうに理解したんですが、そういう整理でよろしいですかね。

共済の加入者から見て、あまり魅力ないことになるのではないかとか、要するに従来の保険との断絶が生じるようなものをいきなり作られても困るのではないか、そのままの商品性のままでの参入については、そういう批判があったという受け止め方でよろしいですかね。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 多分、この勉強会の第一弾の目的は、共済を含めた加入者のニーズをどう満たすかということよりは、地震保険の制度の内的整合性といいますか、その法的整合性をどう担保するかという話で、地震保険制度はもともと損保のために作った制度ではありませんので。ですが、たまたま損保が今担ってきていて、そこに新規参入が来たときに制度的な整合性をどう取り繕うかという、言葉選ばなければそういう話だと思います。ただ、どこまで取り繕えるかというのは次の問題で、例えば今、火災共済といいます、地震保険の建物は自宅です。一方、共済は地方などに行くと、おそらくは事業用資産も入ってくるのではないかと思います。これは調べられるといいと思います。農家を考えると、当然、畜舎やトラクターを置いている建物もありますし、倉庫もありますので、共済の場合はそこまでカバーしているのではないかと思います。とすれば、火災共済に地震保険がついて、いわゆる損保の扱っている地震保険と同じだと言ってしまうと、事業用資産が入っているので厳密にはやはり違います。

この辺りはどのように整合性をつけるかというのと、もっと大きいのはやはりモニタリングを誰がやるかという話で、金融庁がやりますかという質問になってしまうんですね。本当に内的に整合的にやろうと、ちゃんと既存の制度と整合的にやるというのであれば、そこまでやらないといけない。実は再保険云々とか、商品性云々の話ではないんですよ。ですので、本当にモニタリングは金融庁でできるのか、各監督官庁にお願いすると言っても、モニタリングの仕方が違いますし、出てくる情報も違います。先ほど、料率機構の話もありましたが、要するに出してくれる情報が違えば、料率計算にも関わってくる話になってきてしまう。だから、気持ちはわかりますが、どこまで整合性を保てるかというのは意外とハードルが高いのではないのでしょうか。

いずれにせよ、次回に共済のニーズを聞かないと分からない話だと思います。他方で、もし大手の共済が関心を持っているのであれば、やはり悪いですが、一緒に入れるのはなかなか厳しいと思うんですね。そのときは初めから二本立てで考えるかどうかということも視野に入れざるを得ないのかと思います。小さいところで完全に損保の地震保険に合わせるというのであれば別にどうぞですけれども。ただ、本当にどこまで沿えるのかということは問われてくると思うので、その辺りは共済側のニーズ、意向を見ながら考えていくしかないと思っています。整合的にやろうと思うのは分かりますが、意外と難しいのではないかという気がしました。以上です。

○藤田座長 ありがとうございます。

洲崎委員、お願いいたします。

○洲崎委員 洲崎でございます。

確認のための質問ですけれども、本日の外国損保協会の御報告の一番最後のところで、グローバル地震再保険マーケットについての言及があって、現在の共済は、再保険を通じて、グローバルマーケットを含めて外部に地震リスクを移転していると理解しているということでした。これは海外の再保険会社に出しているということも含まれているのかと思うんですけれども、ただ、日本の地震保険制度というのは、日本で保険事業免許を得た再保険会社が持っている地震リスクを国が再保険するということなので、現在、仮に共済が海外に再保険に出しているとする、そのままでは日本の地震保険制度を使うことはできないことになるという理解でよいのか。条文を読むとそうとしか読めない、そういうことだろうと思うのですが、念のための確認をさせていただいて、その上でもう一つ別の質問をさせていただきたいと思います。

○藤田座長 今の点ですが、そういう理解でいいかということですが。

○種村専務理事 はい。共済が今どういうふうにやられるかというのは、我々の委員会では、グローバルマーケットのほうで再保険は買われているということで、そういう現状がある中で、もしこの政府の再保険システムに入るということは、そのマーケットから引き揚げて、将来的には政府のほうにお金を出して何かあったときはカバーしてもらおうと。だから、そのインパクトがとても大きい。したがって、そういうところのステークホルダーについても話を聞いたほうがいいのではないかと話が出ていました。先生のおっしゃった理解と同じと思います。

○藤田座長 地震保険制度に合わせて商品設計をして、そういう形で再保険に入って、その代わり外国への再保険からは落ちると。そのような理解ですね。

○洲崎委員 はい。事務局でもそういう理解をされているということによろしいですかね。

条文では、日本の再保険会社でなければいけないと書いてありますので、そのとおりかと思うのですけれども。

○高橋信用機構課長 事務局でございます。そうです。

○洲崎委員 どうもありがとうございます。そうすると、仮に共済が地震保険制度を利用する場合には、我が国で事業免許を得た地震保険の再保険を扱う保険会社に再保険を出さなければいけないこととなりますが、本日の損保協会の資料の2ページで、同一プールに入るか、別途のプールを形成するかという、その部分について伺いたいと思います。ここでいう同一プールは現在ある日本地震再保険株式会社に再保険に出すということで、別途のプールというのは別の再保険会社、例えば日本地震再共済株式会社みたいな共済が行っている地震保険ばかりの再保険で引き受ける、そういう保険会社を作って、そこに再保険に出すと。別途のプールというのはそういうことを意図されているのか、それとも、日本地震再保険株式会社の中で損害保険会社の地震保険を引き受ける再保険部門と、地震共済だけを再保険として引き受ける部門という二つのプールを同じ会社の中で作るということもあり得るのか、どちらでしょうか。別の会社を作るということなのかと理解したのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。というのが、損保協会への質問です。

○藤田座長 どうぞ。損保協会から具体的にお願いできますか。

○三反崎地震保険特別PTリーダー はい。まず同一のプールに入る場合については、おっしゃっていただいたとおり、現行の日本地震再保険株式会社が運営しているプールに入る場合を想定しております。また別途のプールを形成する場合ですけれども、今回、担い手の主体ですね、こちらについては特に意見なしと書かせていただいておりますけれども、考え得る方法論として、おっしゃっていただいたとおり、別の会社を作るのか、あるいは今の地再社のほうで別プールとするのかというのが考えられるとは思いますが、何かこれらについて現時点で協会のほうで意見として申し上げることは難しいと思っております。

○洲崎委員 つまり、地再社の中に損害保険会社向けのプールと共済向けのプールを二つ

作るということも理論的にはあり得るということですね。

○三反崎地震保険特別PTリーダー いえ、もし仮にそれについて検討を行う場合には検討しなければいけない課題というのはあるので、そこについては直ちにできるものではないと思っております。

○洲崎委員 はい。どうもありがとうございました。

○藤田座長 よろしいでしょうか。今の提案を最初から完全に論理的に排除しているわけでもないということではあるのでしょうか。課題はあるかもしれませんが。

○三反崎地震保険特別PTリーダー 共済のプールをどのように組成するかというところについて、何か協会のほうで案をお持ちしているわけではございませんので、今後何かの検討が具体化していく中で、参考意見として、もしお伝えできることがあれば、その際に意見として述べさせていただければと思います。

○藤田座長 了解いたしました。

そのほかの点でも、御意見等ございますでしょうか。どうぞ。

○中出委員 繰り返しの確認になりますが、本日の議論は、共済あるいは共済の加入者から見て何がいかとか、そういう話ではなくて、現行の地震保険制度というものを前提に置いて、それに入る場合にどのような問題があるかを整理したということで理解しております。ほとんどの論点は、技術的な点にあると思えました。現在の政府再保険の枠組みにおいて、先ほど申しましたように、プールを二つ作ることは、危険団体が異なる全く別の二つの制度を設けていくことを意味するので、そのことの是非を考えるべきと思えます。プールごとに成績も違ってくると思えますし、場合によっては一方を維持できない場合も生じるかもしれません。これは、日本国全体でどう考えるかということになってきますので、そういう問題意識をもって議論していく必要があると思えました。

いずれにせよ、本日の議論は、現行の制度を前提としての議論であって、その上で次回に要望を聞いた上で、どういう改善を図れるかを考えていくということで良いのではな

いかと思います。

○藤田座長 ありがとうございます。

○堀田委員 認識を共有したいんですけども、まず地震保険制度というのは全国というか、同じ商品ですよ。したがって、仮に共済が入ってきたとしても、同じ料率ではないですか。その時に、その先にプールに出すときに、その拠出の額に調整をつけるということをおっしゃったんでしょうか。リスクが違うとおっしゃっていますが。

○中出委員 別のプールを二つ作ることは、仮に同じ保険料率を使ったとしても、その後の保険成績に違いが出てくるかもしれません。本日の議論は、一つの地震保険制度を前提として、それに共済団体が入ってくる際の論点を議論していると理解しています。その時に、一つのプールの中に入っていくという方式と、新しく入ってくる人は別のプールにするという方式があるのではないかと思います。どちらが良いかを考える場合、事務コストがかかるといった効率性の問題だけでなく、そもそもの危険団体が異なってくることで、リザルトに違いが生じてきてしまうことをどう考えるか。制度としては同じ地震に対するものですが、母集団が違うために結果が違って来る、その結果、いろいろと対応も違って来ることになります。こういった問題が論点としてあるのではないかとといった点で話をさせていただきました。

○堀田委員 地震保険の契約者の保険料はみんな一律なわけですよ。そこに差をつけるという話ではないですよ。私の理解では、共済と保険というのは相互に補完的なリスク引受けの体制になっているのではないかなと思っています。つまり、都市部を中心としている損保側とどちらかという農村地域を中心としている共済と、それらを合わせて国土全体を、地震保険がカバーするという意味においては、私はやはりこの地震保険制度を全ての国民の方を対象にした優れた制度にしたいというのがもう一つあって、別に共済の契約者を守りたいとか、そういう発想ではありません。逆に言うと、全国民にとって望ましい地震保険制度にどう近づけていくかという観点なので、お互いが利害を主張し合って、一步も引き下がらないと言っていたら、絶対に融合できないはずの話だろうと思います。そうではなくて、どういう形で、より良い制度に築き上げていくかというところで、いか

にその関係者の間での意見が集約できていくかというところかと思います。もちろん今の現行制度から見れば、例えば共済が入ってくることに拒否感、危機感というのを非常に感じることはよく分かります。けれども、それが国民全体にとってどう思うかという観点で見ると、その制度自体を歩み寄れるところは歩み寄る、そういう仕組みになるべきではないか、なったらいいなと私は感じております。

○藤田座長 今回のプールの件というのは、料率が同じかどうかということは法律的な問題ではなくて、本日の損保協会の資料の3ページ目で、要するに準備金の積み上がりなどとの関係で、これまで損保が積み立ててきた準備金を、新規に入ってきた人がいきなり食い潰してしまうリスクがあっているのかといったこともあって、別プールにすべきではないかという話で、必ずしも料率の話とは連動しているわけではないと思います。

後者につきましては、多分この勉強会の目的との関係で、世の中にいかに地震リスクをうまく分散させるかとか、地震保険の普及といったことを検討しているというよりは、むしろテクニカルに、共済というものをこの地震保険制度の中に取り込めるかどうかという制度的な検討で、その結果、今の堀田委員の言葉ですと、相互補完的なことが達成できなくなるかもしれませんが、相互補完できるように共済の参入の条件を考えるというのは、出発点が違うような印象を持っておりますけれども、事務局もそういう理解でよろしいですかね。

○高橋信用機構課長 そのとおりでございます。

○佐藤委員 私は経済学者ですので、エビデンスベースに考えたほうがいいと思います。やはりニーズを聞いてみないと分からなくて、共済が来たらどうしようと思って、来る気が全くありませんということだと、この議論は全く意味がないと思います。もちろん制度的な整合性を担保したいというのは、法学部的な思考として分かりますが、まずは聞いてみる必要があると思います。

ただ、そうは言っても、気になったのは、モニタリングは誰がやるのかという監督官庁をどうするのかという点です。そこはこちらの宿題だと思いますし、こちらのほうで答えを用意しておかないといけない。もし商品性も合わせろ、あれも全部合わせろと言うならば、監督も合わせないとおかしい話になりますので、これだけは少なくともこちら側で

ちゃんと対応を決めておく必要があると思います。

あと細かいですが、建物は事業用資産をちゃんと区分できるのかという技術的なところ、これは確認していかないといけない。この2点だけは、勉強会の中でも決めておくことなのかと思います。以上です。

○藤田座長 ありがとうございます。そのほか、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日、差し当たり、繰り返しですけれども、現行の地震保険と同じ商品性を要求し、参入してもらおうとしてその細部ですね、どういう建て付けでどういう枠組みでなら、参入を制度的に容認できるかという、そういった議論をいただきました。

○堀田委員 再度の確認ですが、おっしゃっているその商品性ですけれども、これは地震保険の部分だけを切り取っておっしゃっていますか。それとも根っこの部分から、つまりその火災保険の部分からおっしゃっていますか。

○藤田座長 火災保険を含めて、例えば付帯としてという現行の保険の掛け方という点も含めてだと思います。そういう形での議論をしていただいて、いろいろな御意見がありましたが、多分、仮にするとすればこういう方向になるだろうというある程度の共有はあったように思いますので、それが実際に本当にニーズがあるかどうかはまたそれは別として、そのような要件を満たしてまで参入したいと思うかどうか、あるいは、お二人も言われたように、共済の加入者が、そういう売り方を望むかどうかというのは別として、一応ある程度の議論はされたと思います。

その上で、確認しなければいけない点はいくつか指摘があったとおりです。佐藤委員が今おっしゃった点もそうですし、その以前におっしゃった、どのぐらいの大きさの共済が参入するかといったことも、あるいはプールなどを考えるときに多少は考えなくてはならないのかもしれないかもしれません。

さらに、本当に監督を一元化できるのか、形で完全に一元化するのか、その他の方法で一律的な同一内容の監督ができるような仕組みがあり得るのかということも、検討の対象かもしれませんけれども、そういったことは本日の議論のさらに宿題として残ったということになるかと思います。

差し当たり、その辺りまで伺った上で、佐藤委員もおっしゃいましたけれども、本当にそういう条件で共済のニーズがあるのか、そういったことも含め、さらに共済を監督する側としてどのような監督を実現するのが可能で、それでは代替できないか、一元化しないといけないかということを考える上でも、共済所管省庁、あるいは共済からの意見を次回お伺いしますけれども、今回の議論についての御意見は以上のところでよろしいでしょうか。次回のヒアリングの前提として押さえておくべきことということになりますが、よろしいでしょうか。

その上で、差し当たり共済をそのままの商品で参入させることが難しい、あるいはそれだと消費者のニーズに応えられないという場合、さらに別の形で、現行の共済の地震の商品などを生かしたまま、何らかの形で制度的に取り込むことが可能かということは長期的な課題として、一応検討のアジェンダとしては意識しておいていいかもしれませんけれども、事務局もそういう形で問題意識そのものは、勉強会の中で出た意見として、ノートしておくということでもよろしいでしょうか。

○高橋信用機構課長 はい。そのとおりでございます。

○藤田座長 よろしいでしょうか。もし、良いようでしたら本日の議論はこの辺りまでにさせていただければと思います。

それでは、ここまでの議論を踏まえて、次回の勉強会の開催につきましては、事務局から御案内をお願いいたします。

○高橋信用機構課長 ありがとうございます。次回の勉強会の開催につきましては、座長と御相談の上、また事務局よりお知らせさせていただきます。

なお、議事録につきまして、メール等を用いて委員の皆様にご確認させていただきます。

○藤田座長 それでは本日の会合を終了したいと思います。本日は御多忙の中、誠にありがとうございました。

午後 2 時 30 分閉会